

# 中世初期アイルランドの教会組織 monastic paruchia について

田付 秋子

はじめに

1. パルキアをめぐる研究史
2. パルキアの用例
3. パルキアの実態と修道院組織

おわりに

はじめに

「…それらすべての [修道院の] うちで、彼 [コラムキル] の亡骸の横たわる島 [アイオナ] の修道院が首位 (*principatus*) を占めていた。その島では、司教ではなく、司祭にして修道士であった最初の師の例にならって、つねに修道院長を統治者としている。彼の裁治に、普通とは異なる慣例で、全管区と司教たちが従わなければならない」<sup>1</sup>。

ベダ(Bede, c.673-735)は『イングランド教会史(*Historia Ecclesiastica Gentis Anglorum*)』のなかで、コラムキル(Colum Cille, ラテン名 Columba, 521-597)と弟子たちの修道院創設活動について述べたあと、アイオナ(Iona)修道院について上のように記した。彼が特異なものとして注目したアイルランドの教会制度は今日では修道院制度と呼ばれ、7世紀頃に成立し12世紀まで続いた。5～6世紀にはパトリックを始めとする初期の布教者たちによって司教制度に基づく教会組織が形成され<sup>2</sup>、12世紀には教会改革によって司教制度が確立された。その間の約600年が、アイルランド独自の修道院制度が発展した時期である。

その通説的な像は以下のようにまとめることができよう<sup>3</sup>。主要な教会はすべて修道院であり、5～6世紀の司教教会は存続したとしても数・規模ともに小さく、重要性はほとんど認められない。司教は修道院に所属し、修道院長の裁治の下に置かれた。修道院長が裁治権を持ち司教がそれに服す「普通とは異なる慣例」は、アイルランドでは普通のことであった。さらに剃髪、叙階、復活祭の算定方式なども大陸は異なる方法がとられていた。修道院の組織は大修道院を頂点とする階層構造をなしていたが、いくつかの司教区がひとまとまりとなって大司教区を形成するという空間的に整然と配置された大陸の司教制とは異なり、ひとつの大修道院に属す修道院が分散し、異なる系列の修道院がモザイク状に散らばっていた。分散する修道院の連合体はパルキア(*paruchia*)と呼ばれ、7世紀にはアイルランド全土に拡大し、大修道院のパルキアが互いに衝突、競合するようになったと考えられている。教会組織の面でアイルランド修道院制度最大の特徴といえるのが、この修道院のパルキア(monastic paruchia)である。

司教制度が確立をみなかった理由として普通あげられるのは、アイルランドにおける

政治権力の極端な細分化である<sup>4</sup>。トゥアス (*tuath*) とよばれる部族小王国の対立が激しく、これを超えて司教制度の組織を築くことができなかつたと説明される<sup>5</sup>。しかしなぜ修道院はトゥアスの枠を越えて広がる連合を実現しえたのかについては、納得の行く説明はなされていなかった。ところが近年、このような修道院制度観そのものを修正ないし否定するような見解が多く提出され、もはや古典的な修道院制度理解はそのまま受け入れることはできなくなった。5～6世紀にあったとされた司教制度の存在は疑問に付され、7世紀における司教制度から修道院制度への完全な転換については完全に否定された。さらに修道院と司教教会を厳密に区別すること自体、当時の実態に則してはいないといった意見もだされている<sup>6</sup>。

これらの研究の進展は、修道院制度をなかば自明のように受け入れ、あらかじめ偏向した目で史料を読んできたかつての研究者の史料解釈の姿勢という、もっとも根本的な問題を浮き彫りにした。このことは本稿で取り上げる修道院のバルキアについても当てはまり、研究者によってバルキアの解釈にばらつきがあるように思われるのにもかかわらず、多くの研究者は通説をそのまま受け入れバルキアの実態に関して詳しく論じていない<sup>7</sup>。こうした状況を踏まえて、本稿では修道院のバルキアについて再検討を試みたい<sup>8</sup>。

## 1. バルキアをめぐる研究史

修道院のバルキアという概念は、ケニー (J. F. Kenney) の「修道院のバルキアとは一人の創設者によって作られ、母修道院の支配のもとに置かれた、広い範囲に散在する修道院の連合体である」という定義に基づいている<sup>9</sup>。ケニーによれば、十分な資料が出てくる7世紀半ばにはすでに、アイルランドの教会は司教制度とは全く異なった修道院体制をとっていた。

修道院制度に関する古典的著作であるライアン (John Ryan) の『アイルランド修道院制度——起源と初期の発達 (*Irish Monasticism : origins and early development*)』は、修道院のバルキアを語源であるラテン語のパロキア (*parochia*) と同義と考えて司教区に相当するものとして扱っており、複数の修道院の連合体という概念はまったくみられない。

その後多くの研究者はケニーの定義を継承し、今日のアイルランド教会史研究のもっとも基本的な研究書であるヒューズ (Kathleen Hughes) の『中世初期アイルランド社会における教会 (*The Church in Early Irish Society*)』においても受け入れられている。彼女は5～6世紀の史料中のバルキアとは司教区のことを指し、7世紀中に次第に修道院制度が優勢になっていったとし、司教制度から修道院制度への転換という従來說を大筋で認めている<sup>10</sup>。そして6世紀末までにはアイオナ、バンゴール (Bangor)、クロンマクノイズ (Clonmacnois) などの修道院のバルキアが形成され、7世紀にはさらに多くの修道院のバルキアが加わったとする<sup>11</sup>。修道院の組織については、アイルランドの修道院が一般に世俗の支配構造と同じ形をとっていたと考えている。大修道院の院長が複数のトゥアスの宗主である上王 (*rí ruirech*) に相当し、大修道院が新たに創設した修道院がその傘下に置かれるのはもちろんのこと、既存の修道院であってもその支配権を認める場合には上王との同盟、つまり修道院のバルキアに加わるという理解であり、このように考える研究者も多い。

中世初期のアイルランド教会史の様々な点でこれまでの学説を退ける論を展開してい

るシャープ(Richard Sharpe)はバルキアに関して、実際に存在したバルキアはアイオナ修道院とアーマー(Armagh)教会のものだけであるという、通説とはかなりかけ離れた説を提示した<sup>12</sup>。シャープによれば、「広範囲に散在する修道院の連合体」というケニーのバルキア定義は、「アイオナ修道院の共同体(*familiae Iae*)」として史料で言及される修道院連合体と混同している。本来バルキアとは純粹に司法上の用語であり、具体的には、上位の教会がバルキアの教会へ聖職者の派遣など聖務に関する援助を行うかわりに、布施や税を納めさせるという上下関係を表し、修道院に固有の要素は全くない。確かに広域に散在する修道院連合体は存在したが、それをバルキアと呼ぶのは誤りであると指摘する。さらに、実際にバルキアを形成したのは、「パトリックのバルキア(*paruchia Patricii*)」を主張したアーマー教会とアイオナ修道院のみであり、アイオナ修道院のバルキアは9～10世紀にもなお形成途上にあったという<sup>13</sup>。

このシャープ説を受け入れると、ヒューズに代表される修道院制度像はかなり修正されることになる。6世紀末から7世紀にかけてまず修道院のバルキアが形成され、7世紀末になってバルキアの利点を認めたアーマー教会が修道院を真似てバルキアを作り出したという見解も、否定されるのである。しかしシャープの論文では実証が不十分であり、このシャープの説の当否を問うことは初期キリスト教時代アイルランドの教会制度を考えるうえで避けて通れない。そこで具体的に史料に当たりつつ、シャープ説の是非を含めて修道院のバルキアと呼ばれてきたものについてみていく。

## 2. バルキアの用例

バルキアという語はラテン語のパロキアに由来し、アイルランドにおいても元来は司教区を意味していたと考えられている。ヒューズは、6世紀の司教制度の根拠として『パトリック、アウクシリウス、イセルニヌスによる教会法(*Canons attributed to Patrick, Auxilius, and Iserninus*)』をあげ<sup>14</sup>、その条文中のバルキアは司教区の意味で用いられていると解釈した。条文中のバルキアの用例は30条「自身のバルキアから別のバルキアへ行く司教は、その地を支配するものから許可を得ないかぎり、聖職についてはならない」と34条「(前項と)同様にもし我々の聖職者の誰かが書簡を携えずに他のバルキアへ行ったなら、食事を与えることすら許されない。そして彼が背いた司祭から悔悛の罰を受けべきである」であり、ここでのバルキアは司教区と考えてほぼ間違いないだろう<sup>15</sup>。そして24条「もし余所者がトゥアスへ入って来た場合は、司教の許可を受けないかぎり洗礼やミサ、聖別、教会の建設をしてはならない」などから、このバルキアの範囲は原則としてトゥアスと一致するという<sup>16</sup>。ただしこの史料の成立年代については研究者により5世紀半ばから7世紀までと見解が分かれており、6世紀の状況を示すものではない可能性もある<sup>17</sup>。

修道院のバルキアという意味で用いられたとされるバルキアの用例は、7世紀末以降の文献にみられる。『聖パトリックに関する覚書(*Memoranda*)』と『天使の書(*Liber Angeli*)』は、パトリックが創設し7世紀末から8世紀にかけて修道院形態を取り入れつつ発展し、アイルランド最大の教会勢力となったアーマー教会の文書で、アーマー教会の地位を高めるプロパガンダ的要素が強いとされている<sup>18</sup>。これらとレンスターの大修道院キルデア(Kildare)修道院の創設者である聖女ブリジッドの伝記『聖ブリジッド伝(*Sanctae*

『*Brigidae Virginis*』が、もっとも早期パルキアの用例を含む文献史料である。

『聖パトリックに関する覚書』(670-700年頃成立)の作者ティレハン(Tírechán)は、パトリックに捧げられた教会を特定し、またアイルランドの古き教会はすべてパトリックに属すものであることを述べる。しかし現状ではコラムキルの共同体とクロンマクノイズのファミリアが、パトリックのパルキアを侵害しているという。一方8世紀初頭のアーマー教会の文書『天使の書』は、パトリックの権威を受け継ぐのがアーマーであることを明確に主張する。『天使の書』では、パトリックがアイルランド全土のトゥアスをパルキアとして授けられたこと、パトリックの遺産後継者であるアーマー教会に、すべての教会と修道院が属すべきこと、アーマー教会はすべての教会と修道院に優越すること、などが述べられ、またアーマー教会が特別な税(*peculiare censum*)を徴収すること、アーマー司教の接待義務を課すことも定められる。そして、パトリックのファミリアまたはパルキアにたいして害悪を及ぼしたものは、アーマー司教の裁きをうけることとされる。最後の節では、パトリックとブリジッドの友情が語られ、レンスターにおいてブリジッド(すなわちキルデア修道院)のパルキアを認めることが述べられる。

7世紀にはいくつもの修道院がパルキアを形成し、一部ではパルキアとパルキアの衝突が起こっていたとする通説的見解は、ティレハンの『覚書』と『天使の書』の記述に根拠がおかれている。そこで、これらの文書におけるパルキアの用法をもうすこし細かくみしてみる。まずティレハンの『覚書』では、「パトリックのパルキア」にたいして、アイオナ修道院とクロンマクノイズ修道院のパルキアとはいわれていない点が注目される。これは意図的に区別されているのだろうか。一方『天使の書』では、パルキアの語が三箇所使われている。ひとつは、「主はパルキアとしてあなた(パトリック)に全アイルランドのトゥアスを与えた(*donavit tibi dominus deus universas scotorum gentes inmodum paruchiae*)」と天使がパトリックに告げる部分。二つ目は、「(パトリックの)ファミリアまたはパルキアにたいする害悪(*malum quodque contra familiam seu paruchiam eius [Patricii]*)」という箇所である。ここではファミリアとパルキアが並列され、ファミリアとパルキアが区別して用いられているものと思われる<sup>19</sup>。

もうひとつは、最後の節で述べられるブリジッドのパルキアである。パトリックはブリジッドに、レンスターにおける彼女のパルキアを認めると約束する。この節はオリジナルのテキストではなく、後代に付け加えられた部分であると考えられている<sup>20</sup>。マッコーン(Kim McCone)は、「すべての教会と修道院がアーマーに属すこと」に反することになるこの節が付け加えられたのは、オリジナルのテキスト成立後に実際にアーマー教会とキルデア修道院の間でパルキアについての協定が結ばれたことによる、とみる<sup>21</sup>。キルデア修道院もまた、7世紀末にアイルランド全土にわたるパルキアを主張していたからである。キルデア修道院のパルキア主張は、コギトスス(*Cogitosus*)の『ブリジッド伝』(7世紀後半頃成立)の序文において表明されている。コギトススは、キルデアがアイルランドのすべての教会の長でありすべての修道院をしのぐ総本山であるとし、そのパルキアは海から海までアイルランド全土に及ぶと主張する<sup>22</sup>。このパルキア主張は、同時代のアーマー教会の主張とぶつかる。そこで8世紀に入ってアーマー教会とキルデア教会の間で、協定が結ばれたもの推測されるのである。

### 3. パルキアの実態と修道院組織

史料の中で確実にパルキアについての言及があるのは、上にあげたアーサー教会とキルデア修道院に関連する文書中のみである。シャープの興味深い指摘によれば、クロンマクノイズ修道院とアイオナ修道院については、ファミリアという語は使われるがパルキアは使われていない<sup>23</sup>。たとえばアイオナ修道院の場合、年代記をみても「アイオナのパルキア」という表現は使われず、「アイオナのファミリア (*familiae Iae*)」と表されているという。実際史料に当たってみるとパルキアの用例は少なく、アーサー教会とキルデア修道院のふたつに関連する文書に現れるのみで、当時の他のアイオナやクロンマクノイズといった大修道院について用いられないことから、ファミリアとパルキアは異なる組織原理を表しているのではないかと予想される。

複数形で表されるファミリアは語の本来の意味から考えても、複数の修道院共同体を指している。*familiae Iae*のように同系列の複数の修道院をさすことから、かつてケニーがパルキアの定義とした「広範囲に散在する修道院の連合体」とまさに同義である。ただしこのようなファミリアの用例もそれほど多くはないことをここで指摘しておかねばならない<sup>24</sup>。創設者を同じくする修道院の連合体を表すもっとも普通の表現は、複数形で表される「修道院」(ラテン語 *monasterii*、アイルランド語 *muintir*)であろう<sup>25</sup>。

ではアーサーやキルデアのパルキアとは具体的に何を指しているのだろうか。『天使の書』は、パトリックが全アイルランドのトゥアスを「パルキアとして」受け取ったという。これはアイルランド全体をひとつの司教区に、パトリックをその司教になぞらえ、アーサー教会がアイルランド全土の教会・修道院の長たることを象徴的に表す文言である。ここでのパルキアは、ケニーが定義する修道院(と教会)の連合体というよりは、もともとの語義である「司教区」という意味で使われていると考えるほうが適切であろう。

ブリジッドのパルキアを認めるという箇所についても同じことがあてはまる。なぜならブリジッドすなわちキルデア修道院のファミリアの存在自体は、パトリックの司教区にとって大きな妨げにはならないが、ファミリアの修道院が周辺の地域で裁治権を行使していれば、実際には分散した司教区の集積といえるものができている。それらの修道院が行使する裁治権は、アーサー教会がパトリックの司教区を実現する妨げになるからである。そこで、パルキアとは修道院の連合体(これはファミリアである)そのものを指すのではなく、それらが行使する裁治権の範囲を指していると考えるのが妥当であろう。裁治権の主体が司教教会であるか修道院であるかが異なるだけで、実質的には司教区と大差ないということになる。パルキアが裁治権が行使される範囲であるとする、たとえば「パトリックのファミリまたはパルキアにたいする害悪」とは、アーサーに属す教会そのものにたいする危害と、アーサーが行使する裁治権にたいする侵害のことをそれぞれ指していると解釈できる。あるいはまた、ブリジッドにはレンスターで彼女が(すなわちキルデア修道院が)裁治権を行使することを認めている。このように解釈したほうが、『天使の書』の文意はよりはっきりと理解できる。

修道院の連合体は、個々の修道院が裁治権を行使する区域を持っていたならば、実際にはそれらの区域の集積がパルキアであったと言うこともできるかに思われる。しかし、7世紀最大の修道院連合を形成したアイオナ修道院がパルキアという語を使った例はない<sup>26</sup>。修道院がパルキアという用語を使わないこと、それを最初に使ったのがアーサー教会であったこと、それには次のいくつかの理由が可能性として考えられる。まず、パ

ルキアが本来は司教区を指していたため、たとえ修道院が実際には拡大・分散した司教区ともいえるものを形成していても、それについて元来修道院とは関係のないパルキアという用語を用いることはなかったこと<sup>27</sup>。また7世紀の段階では、徴税や司法など裁治権を構成する権利が完全に行使された地域は限られており<sup>28</sup>、そのため修道院連合が拡大・分散した司教区を形成していると思われるには至らなかったとも考えられる。加えて修道院の場合、たんに創設者が同じであるという以上の連帯感が、修道院相互の人的交流によって培われていたと思われる。したがって、自らが形成する連合体は、裁治権を行使する地域の総体としてよりも人的結合をもつファミリアとして強く意識されていたのではないだろうか<sup>29</sup>。これにたいして、アーサー教会はもともと司教教会であり、複数のファミリアはもっていない。アーサーのパルキア主張は、7世紀の復活祭論争を通じて意識されるようになったアイルランドの教会の統一や司教制度の理念と結びつくものであり、そのことは『天使の書』からも明らかである。『天使の書』ではアーサー教会がアイルランドの大司教座と位置づけられ、解決困難な問題が生じた場合は、「アイルランドの大司教パトリックの座(=アーサー教会)へ届け、その司教の判断を仰ぐこと。しかしながら、その賢者たちをもってしても判断ができない場合は、前述の問題は、ローマの都の権威ある使徒ペテロの座へ送られるべきである」<sup>30</sup>という節にはもっとも明瞭に司教制度の理念が読み取れる。アイルランド教会の統一を目指していたアーサー教会は、アイルランド全体を架空の「パトリックの司教区」とみなし、パルキアという言葉を用いたのである。パルキアという語は司教制度の理念、中央集権への指向を含むものとして使われたという点でも、たんなる修道院の連合体と異なる。

以上のことから分かるのは、まずこの問題が主に用語の混乱に起因していることである。ケニーがパルキアの定義とした「広範囲に散在する修道院の連合体」は確かに実在したのだが、パルキアとは別のもので区別して考えなければならない。この点についてシャープの指摘は正しい。だがシャープの考えるパルキアは、余りに税徴収の面に重点を置きすぎているように思われる。『天使の書』を読むと、アーサー教会のパルキアにおける諸権利として想定されているのは徴税に限らず裁治権一般であり、そこでのパルキアの指す内容は、本来の意味である司教区とさほどかけ離れていない。

次にパルキアを形成したのはアーサー教会とアイオナ修道院のみであるという点についてであるが、アーサー教会については異論はないだろう。アーサー教会のパルキアの主張は中央集権を意識してなされており、アイルランドにおいてもっとも早い時期に司教制度の理念が明確な形で示された例である。8世紀に入るとアーサー教会は、アイルランド北半においてもっとも強大であったイ・ネール(Uí Néill)王権の支持を受けてパルキア形成を次第に実現化していった<sup>31</sup>。

一方アイオナ修道院はそもそもパルキアという用語を使わず、司教制度の理念とも無縁であるかに見える。またアーサーのように、アイルランド全土の教会・修道院を傘下に入れようとした形跡もない。アイオナの第9代修道院長アドヴナーン(Adomnán, c.628-704)の筆になる『コロンバ伝(Vita Columbae)』ではコラムキルがクロンマクノイス修道院を訪ねて歓待されたエピソードが書かれるなど、修道院間の友好関係が強調されていて<sup>32</sup>、クロンマクノイズやアイオナ修道院をパトリックのパルキアを侵害するものとして敵視する「聖パトリックに関する覚書」とは対照的である。

アイオナ修道院が行使した裁治権、とくに徴税・裁判権に関する史料としては、アド

ヴナーンが起草し697年のバーにおける教会会議で発布された『アドヴナーン法(Cáin Adomnáin)』があげられる<sup>33</sup>。法令の主な内容は女性・子供・聖職者の保護であり、これらの人々にたいする傷害の罰則規定を細かに定めている。また法令の施行に関して、どのトゥアスと教会にもアドヴナーンの修道院すなわちアイオナ修道院が選定し法の施行を委任した裁判官を置くべきこと(37条)、法令の執行人にたいする接待義務(48条)が定められ、53条ではアイルランド全土の氏族から各一名ずつ法令の執行保証人(*aitire*)を出すことが明記するなど、アイルランド全体を同法の適用対象と想定している<sup>34</sup>。しかし同法は一般的な裁治権を主張したものではなく、法令に違反した場合の罰金収入がアイオナ修道院のものになること、法令に関わる裁判はアイオナ修道院の定める裁判官によって行われること、という限定的な内容である。当時のアイオナ修道院が広い範囲に散在する修道院連合体＝ファミリアを形成し、その筆頭であるアイオナ修道院が連合体を統括していたことは確かであるが、他の修道院や教会をも支配下におこうとする意図は認められないし、アーマー教会と同様のパルキアを築こうとした形跡も明らかとはいえない。

## おわりに

一部の教会法を別として、年代記や聖人伝といった当時の史料を読むかぎりパルキアという語は極めて特殊な使われ方をしており、アイルランド修道院制度の特徴の一つとされてきた修道院のパルキア形成は決して一般的だったとはいえない。この点についてシャープの指摘は妥当である。また7世紀にはクロンマクノイズやアイオナ、キルデアなどの大修道院のパルキアが衝突し競合していたとする『天使の書』に基づく説についても、実際にそこまでパルキアが拡大していたとはいえない。パルキアはアーマーとキルデアという二つの教会・修道院が多分に政治的意図を込めて用いた言葉であり、その大きさが過度に誇張されていると考えられるからである。

8世紀に入るとアーマーはイ・ネール王権という強力な王権の庇護を得て、『天使の書』の内容を徐々に実現していった<sup>35</sup>。一方7世紀最大の修道院であるアイオナ修道院はパルキアという語を用いることはなかったし、創設者コラムキル以来イ・ネール王権との密接な結びつきを保持していたにもかかわらず、それを利用してアーマーのようなアイルランドの教会・修道院の組織化を図ろうとする試みもみられなかった<sup>36</sup>。

最近の研究では7～8世紀における司教教会の存在や司教の重要性が指摘される<sup>37</sup>。こうした事実とパルキアに関する以上の考察から、当時のアイルランドにおける教会組織がかなり混沌としたものであったことが推測できる。修道院の隆盛が顕著なことは変わらないにしても、修道院組織のあり方も多様であるし、さらにそれらの社会における役割をみてもキルデアのように修道院でありながら司牧に重点を置いていたものもある。修道院の連合体の末端に小教会が組み込まれていたこともわかっている<sup>38</sup>。そして修道院の組織のあり方も上にみてきたように一様ではない以上、この時期のアイルランドの教会制度を「修道院制度」と括ることは留保すべきであろう。その実態を探るにはさらに広範囲の史料に当たり、司教や司教教会の位置づけ、他の修道院の組織などをみていく必要があり、今後の課題としたい。

## 〈註 釈〉

- <sup>1</sup> ‘...in quibus omnibus idem monasterium insulanum, in quo ipse requiescit corpore, principatum teneret./ Habere autem solet ipsa insula rectorem semper abbatem presbyterum, cuius iuri et omnis provincia, et ipsi etiam episcopi, ordine inusitato debeant esse subiecti, iuxta exemplum primi doctoris illius, qui non episcopus sed presbyter extitit et monachus,’ Bede, *Historia Ecclesiastica*, III. 4.
- <sup>2</sup> 聖パトリックはアイルランドに初めてキリスト教をもたらした聖人とされることもあるが、実際にはパトリックの布教以前から若干のキリスト教徒はいたと思われる。アキタニアのプロスペルの『年代記 (*Epitoma Chronicon*)』の431年の記事には、教皇ケレスティヌスがアイルランドのキリスト教とのために司祭パラディウスを司教として派遣したとある。A.W. Haddan & W. Stubbs (eds), *Councils and Ecclesiastical Documents Relating to Great Britain and Ireland*, vol.II (Oxford, 1964), pp.290-291. パラディウスの活動については他に記録がなく不明である。一方パトリックの活動は、彼自身が書き残した『告白 (*Confessio*)』と伝承によって伝えられている。修道制の導入の時点ははっきりとしないが、パトリックの指導のもとに在俗のまま禁欲生活を送る信徒がいたことが、ヘレンによって指摘されている。ただし組織だった修道生活はまだ行われていなかった。M. Herren, ‘Missions and monasticism in the Confessio of Patrick,’ D. Ó Corráin, L. Breatnach & K. McCone (eds), *Sages, Saints and Storytellers*, Maynooth, 1989, pp.43-55. いずれにしても、5世紀に司教制度が導入されある程度の普及をみたとするのが定説である。
- <sup>3</sup> もっとも基本的研究文献として次のものがある。K. Hughes, *The Church in Early Irish Society* (London, 1966); John Ryan, *Irish Monasticism: origins and early development* (Dublin, 1933).
- <sup>4</sup> 例えばピンチー、ヒューズなど。中世初期の通史については主に G. Mac Niocaill, *Ireland Before the Vikings* (Dublin, 1972) を参照した。
- <sup>5</sup> トゥアスは英語では通例、部族 (tribe) または小王国 (petty kingdom) と訳される。政治的なまとまりをもった人間集団を指し、トゥアスごとに言語や宗教が異なっていたわけではない。初期中世におけるトゥアスの数は約 150 と推定され、平均的なトゥアスの人口は 3,000 人程度であった。トゥアスの王はリー (rí) であるが、2~3 のトゥアスを束ねる王はルーリ (rúiri)、さらに複数のルーリの上にたつ王をリー・ルレック (rí rúirech) といった。これは high-king または over-king と英訳され、本論文中で仮に上王と訳した。また、トゥアス相互の関係は同盟に近いもので、内政干渉には及ばなかったといわれる。F.J. Byrne, ‘Tribes and tribalism in early Ireland,’ *Ériu* 22 (1971), pp.128-166; *idem*, *Irish Kings and High-Kings* (London, 1973), pp.7-8.
- <sup>6</sup> 特に重要な論文として Thomas Charles-Edwards, ‘The pastoral role of the church in the early Irish laws,’ J. Blair & R. Sharpe (eds), *Pastoral care before the parish*, (London, 1992), pp.63-80; Richard Sharpe, ‘Churches and community in early medieval Ireland: towards a pastoral model,’ *op.cit.*, pp.81-109; *Idem*, ‘Some problems concerning the organization of the church in early medieval Ireland,’ *Peritia* 3 (1984), pp.260-263.
- <sup>7</sup> 例外としてシャープの論文 ‘Some problems concerning the organization of the church in early medieval Ireland’ があり、多くの示唆を受けた。
- <sup>8</sup> 史料として以下のものを用いた。J. Gwynn (ed), *Book of Armagh* (Dublin, 1913) (*Liber Angeli, Memoranda* を収録); *First Synod of St. Patrick (Canons attributed to St. Patrick, Auxilius, Iserninus)*, Ludwig Bieler (ed), *Irish Penitentials* (Dublin, 1975); Kuno Meyer (ed & trans), *Cain Adomnain, Anecdota Oxoniensia*, series iii (Oxford, 1905); A.O. & M.O. Anderson (ed & trans), *Adomnan’s Life of Columba* (Oxford, 1991); S. Connolly and J.-M. Picard (trans), ‘Cogitosus: Life of Saint Brigit,’ *Journal of the Royal Society of Antiquaries of Ireland* 117 (1987), pp.11-27; S. Mac Airt & G. Mac Niocaill (eds), *Annals of Ulster* (Dublin, 1984); S. Mac Airt (ed), *Annals of Inisfallen* (Dublin, 1988); B. Colgrave & R. A. B. Mynors



(eds), *Bede's Ecclesiastical History of the English People* (Oxford, 1991); *Epitoma Chronicon*, A. W. Haddan & W. Stubbs (eds), *Councils and Ecclesiastical Documents Relating to Great Britain and Ireland*, vol. II (Oxford, 1964), pp. 290-291.

<sup>9</sup> J. F. Kenney, *The Sources for the Early History of Ireland: Ecclesiastical*, (Columbia, 1929, rep. 1966), pp. 291-292.

<sup>10</sup> K. Hughes, *The Church*, pp. 65-70, 79-90. 彼女は *Canones Hibernensis* や *Crith Gablach* などの 7 世紀の教会法・法律書では修道院長よりも司教が重視されていることに着目した。しかし修道院制度への転換説を否定するには至らず、7 世紀中にゆるやかな変化が進行したと考えた。

<sup>11</sup> K. Hughes, *The Church*, p. 70.

<sup>12</sup> R. Sharpe, 'Some problems,' pp. 230-270; K. Hughes, *The Church*, p. 83. なお、アーサーは元来教会であったが、7 世紀には修道院共同体の形態をとっていた。

<sup>13</sup> R. Sharpe, 'Some problems,' p. 245. パトリックのパルキアに近いものができるのは、ケルズ (Kells) 修道院建設 (807 年) 以後のことであるという。

<sup>14</sup> *Canons attributed to Patrick, Auxilius, Iserninus (Synodus I S. Patricii)*, L. Bieler (ed), *The Irish Penitentials*, pp. 54-59.

<sup>15</sup> *ibid.* '30. Aepiscopus quislibet qui de sua in alteram progreditur parruchiam nec ordinare praesumat nisi permissionem acciperit ab eo qui in suo principatu est; 34. Diaconus nobiscum similiter qui inconsultu suo abbate sine litteris in aliam parruchiam adsentiat, nec cibum ministrare decet et a suo presbitero quem contempsit per penitentiam uindicetur.' 34 条第 1 項の 'inconsultu abbate' についてビエラーは、上記引用箇所続く第 2 項 (Et monachus inconsultu abbate uagulus decet uindicari) からの写し間違えであり、Diaconus 以下の文章は在俗聖職者について言及していると指摘している (L. Bieler, *The Irish Penitentials*, p. 240)。第 1 項は在俗聖職者、第 2 項は修道士についてそれぞれ述べているとすれば一応納得のいく理解ではあるが、第 1 項には第 2 項の相当部分にはない suo が挿入されており、ビエラーの指摘にはなお疑問が残る。解釈上重要な問題であり、ただちに結論を出すことはできない。ここではビエラーに従い、訳文は「彼の修道院長に相談せず」の部分省いた。

<sup>16</sup> 'Si quis aduena ingressus fuerit plebem non ante baptizat neque offerat nec consecret nec aecclesiam aedificet [do] nec permissionem accipiat ab episcopo....,' *The Irish Penitentials*, p. 58. ラテン語のプレブスはアイルランド語のトゥアスに相当するので、トゥアスが実質的な司教区の単位であったと推測される。

<sup>17</sup> テキストの成立年代はビエラーが 5 世紀、ヒューズは 6 世紀半ば、ピンチーが 6 世紀後半から 7 世紀として一致しない。この教会法は基本的には教会の司教と聖職者を扱っているが、一部修道士に関する条項も含まれ、また土着宗教にたいする扱いに関する項もあるため、これらの研究者は修道院制へ移行する過渡期の法と解釈し、それぞれが考える転換期を成立年代とした。したがって年代決定に確実な根拠があるわけではない。K. Hughes, *Early Christian Ireland: Introduction to the Sources* (Cambridge, 1972), p. 68; D. A. Binchy, 'St Patrick's 'First Synod',' *Studia Hibernica* 8 (1968), pp. 49-59.

<sup>18</sup> 『天使の書』はパトリックへの天使のお告げという形をとるが、7～8 世紀のアーサー教会のアイルランドにおける首位権獲得への動きのなかで、その正当性を保証する文書として政治的意図をもって作成された。盛節子、『アイルランドの宗教と文化——キリスト教受容の歴史』(日本基督教団出版局, 1991), pp. 116-125. なお、同じく 8 世紀初頭のムルクー (Muirchú) による『聖パトリック伝 (*Vita S. Patricii*)』もここで検討すべき史料であるが、文献を入手することができなかった。

<sup>19</sup> シャープも同じ見解を取っている。R. Sharpe, 'Some problems,' p. 244.

- <sup>20</sup> それまでの内容と矛盾するだけでなく、テキストをみると、直前の文末に「終 (*Finit*)」と記され、その後の行間が広くなっていて、明らかに後からの追加であることが分かる (*Liber Angeli, Book of Armagh*, pp.42-43)。
- <sup>21</sup> K. McCone, 'Brigit in the seventh century,' *Peritia* 1 (1982), p.134.
- <sup>22</sup> S. Connolly and J.-M. Picard (trans.), 'Cogitosus: *Life of Saint Brigit*,' p.11. (序章 4 節)
- <sup>23</sup> R. Sharpe, 'Some problems,' p.244.
- <sup>24</sup> 代表的な年代記でアイオナ島で作成された可能性もあるとされる「アルスター年代記」をみても、わずかに一例があるのみである。S. Mac Airt & G. MacNiocaill (ed), *Annals of Ulster* (Dublin, 1984), p.120.
- <sup>25</sup> 年代記ではもっとも普通の表現であり、「コロンバ伝 (*Vita Columbae*)」や後述する「アドヴナーン法」でもやはり *monasterii* ないし *muintire* が用いられている。教会法ではすでに指摘したように司教教会が主に扱われ、修道院連合体にかんすると思われる言及はみられない。
- <sup>26</sup> 7世紀のアイオナ修道院に関係する主な史料は「コロンバ伝」「アドヴナーン法」「アルスター年代記」などがある。
- <sup>27</sup> 中世アイルランドの教会では修道制の用語が広く使われていた。それらの語は必ずしも本来の語義と一致しておらず、用語だけから教会の組織・機能などを考えると誤謬となる。たとえば、キルデアのように、修道院のなかには司教教会と変わらない役割を果たしているものがある。修道院用語の使用が、アイルランドの教会史の問題を混乱させてきたとシャープは指摘する (R. Sharpe, 'Churches and communities in early medieval Ireland,' pp.101-103)。このことは逆に、修道院が司教区に相当するものを持っていたとしても、それを司教制の用語で呼んだ可能性は低いことを示しているといえるのではないだろうか。
- <sup>28</sup> C. Etchingham, 'The early Irish church: some observations on pastoral care and dues,' *Ériu* 42 (1991), pp.99-118.
- <sup>29</sup> アイオナ修道院から修道院長が派遣されていた修道院・教会にはダロウ、ディウン、ヒンバなどがある (*Vita Columbae*, I. 21, 29, 45)。ベータによれば、リンデスファーンへは、エイダンの後継として司教フィニアンを派遣している (Bede, *Historia Ecclesiastica*, III. 17, 25)。院長・司教以外の修道士たちの交流がどの程度あったかはわからないが、すくなくともこれらの院長はアイオナ修道院との強い一体性を感じていただろう。
- <sup>30</sup> 'quaecumque causa ualde difficilis exorta fuerit atque ignota cunctis scotorum gentium iudicibus ad cathedram archiepiscopi hibernensium id est patricii atque huius antestitis examinationem recte refferenda / Si vero in illa cum suis sapientibus facile sanari non poterit talis caussa proedictae negotionis ad sedem apostolicam decrevimus esse mittendam id est ad petri apostoli cathedram auctoritatem romae urbis habentem,' (*Liber Angeli, Book of Armagh*, p.42).
- <sup>31</sup> K. Hughes, *The Church*, pp.89, 111-120.
- <sup>32</sup> *Vita Columbae*, I. 3, 4, 44.
- <sup>33</sup> K. Meyer (ed& trans), *Cain Adomnain: An Old-Irish Treatise on the Law of Adamnan* (Oxford, 1905). 現存のテキストは内容から4つの部分に分けられ、34条から53条がもっとも古いオリジナルの部分とされる。盛節子「中世アイルランドの女性(上)——『アダムナンの法』をめぐって」中央大学人文科学研究所紀要 15 (1992), p.2.
- <sup>34</sup> アドヴナーン法には同法の施行を約束する聖俗の貴顕91名の保証人リストが付されている(28、29条)。アイルランド全土の主だった王や司教、修道院長が名を連ねているが、リストは後世に付け加えられたもので、信憑性は低く実際に全員が施行に同意したとは考えられない。

- <sup>35</sup> アーマーの発展とイ・ネール王権との関係については、K. Hughes, *The Church*, pp.88-89; *Idem*, 'The church and the world in early Christian Ireland,' *Church and Society in Ireland, A.D.400-1200* (London, 1987), pp.106-107; R. Sharpe, 'St Patrick and the see of Armagh,' *Cambridge Medieval Celtic Studies* 4 (1982), pp.33-59 を参照。当時のイ・ネール王権は古代の五大地方分立の均衡を破って、アイルランド中部・北部全体に覇権を拡大しつつあった。この王権との結びつきはアーマーやアイオナの発展にとって多大な利益をもたらした。
- <sup>36</sup> コラムキルはイ・ネール氏族のなかでも、7世紀に多くの王を輩出した有力家門ケネール・ゴニル (Cenél Conaill) の王族であった。アイオナ修道院の院長は、第9代のアドヴナーンまで一世紀以上にわたりケネール・ゴニルによって占められている。G. Mac Niocaill, *Ireland Before the Vikings*, p.104.
- <sup>37</sup> C. Etchingam, 'The early Irish church: some observations on pastoral care and dues,' *Ériu* 42 (1981), pp.99-118; T. Charles-Edwards, 'The pastoral role of the church in the early Irish laws,' J.Blair&R.Sharpe (eds), *Pastoral Care before the Parish* (London, 1992), pp.63-80; R. Sharpe, 'Churches and communities in early medieval Ireland: towards a pastoral model,' *op.cit.*, pp.81-109. 最近の研究の特徴として、従来あまり取り上げられなかった古アイルランド語の世俗の法文書を史料に用いている。
- <sup>38</sup> D. Ó Corráin, 'The early churches: some aspects of organization,' D.Ó Corráin (ed), *Irish Antiquity* (Cork, 1981), pp.327-341.